

第三セクター破綻が

金融機関の経営を襲う

むつ小川原開発（青森県）にフェニックスリゾート（宮崎県）。地域に密着している第三セクターの破綻が目立ってきた。親方日の丸で安心して暮らしていた金融機関は、今やその存在に伏し目がちだ。

出井 信夫

いづい のふお

新潟産業大学経済学部助教授
第三セクター研究学会常任理事・事務局長

第三セクターの経営危機が、大きな社会問題となっている。平成の「徳政令」と呼ばれる、ゼネコン各社に対する債権放棄をはじめ、バブル経済の崩壊後、いまなお金融機関の不良債権問題が抜本的に解決されていない実態が浮き彫りにされている。

自治省がやっと実態把握へ

このような状況の中で、秋田県が出資して設立された三セク会社・秋田木造住宅㈱が経営破綻した。同社は、地元の地方銀行である秋田銀

現状、経営危機が懸念される第三セクターは、どの程度あるのか。三セクの捉え方・定義により、その状

行と北都銀行が中心になって融資していた。三セクの経営危機に伴う債権処理問題が、金融機関の不良債権処理問題として、にわかに注目されることになったわけである。

況は大きく変わる。

自治省財政局が一九九九年一二月末に、初めて全国の三セクの経営実態調査の結果を発表した。この「第三セクターの経営状況に関する調査結果について」によれば、商法法人と民法法人の総数八三九五法人（商法法人三四七五、民法法人四九二〇）のうち、三九五五法人（商法法人二二〇四、民法法人一七五一）を調査対象にした。

商法法人は、全商法法人の四〇・

八〇に相当する一四一七法人が当期損失を計上していた。また、民法法人では、全民法法人の二七・五〇に相当する一三三二法人が当期収支差額が赤字である。

他方、商法法人のうち、営業損益、経常損益、当期損益、次期繰越損益のいずれか一つに損失を計上している商法法人は二二〇四法人で、全商法法人の六三・四〇に達する。同様に、当期収支差額、次期繰越収支差額、当期正味財産のいずれかに赤字

または減少額を計上している民法人は一七五一法人で、民法法人の三五・六割に達している。

この調査結果について、「第三セクターは六割が赤字」とマスコミ各社は報道しているが、一般的な法人の経営分析の指標とされる「単年度の経営収支の赤字額の法人割合の捉え方」としては、明らかに適切ではないことが理解されよう。

ちなみに、経常赤字の商法法人をみると、「観光・レジャー関係」が四八二法人と最も多く、「農林水産関係」は二〇四法人、「地域・都市開発関係」は一〇九法人である。また、一社あたりの経常赤字法人の平均経常損失額は、「観光・レジャー関係」は一三八〇万円、「農林水産関係」は三二〇〇万円、「地域・都市開発関係」は二二六〇万円である。

なお、団体別に一社あたりの経常赤字法人の平均経常損失額をみると、「市町村」の設立した法人よりも「都道府県」「政令市」のほうが、一般に赤字額が大きい傾向にある。

市町村段階の三セクの赤字規模が小さいのは、それほど大きな投資事業を実施することが少ないためであ

る。一方、三セクの事業規模が大きくなりがちな「都道府県」「政令市」の場合には、事業赤字額も大きくなる傾向にある。このように、開発型三セク事業と呼ばれる「観光・レジャー関係」「地域・都市開発関係」で、「都道府県」や「政令市」が設立した法人の経営が厳しい状況にあるといえるが、全般的に、一部の三セクを除けば、市町村が設立している三セクは健気に健闘しているといっている。

九六年一月一日現在の地方公社の設立状況は九三四四。その内訳は民法法人四七五九、商法法人二八九三、特別法人一六九二。また、九九年一月一日現在では、地方公社の総数は一万一三五に増加している。民法法人四九五四、商法法人三三八四、特別法人一六九七である。

経営危機が懸念される

三セクの事業

図1は三セクの経営危機と金融との関係を示すため、体系的に模式図化したものである。三セク事業において経営危機が懸念され、とりわけ、

金融機関の不良債権問題と深くかわると思われるケースは、破綻した三セクとしてマスコミなどでしばしば話題となっている事業例で、例えば、前述の秋田木造住宅、泉佐野コスモポリス（大阪府）、長岡スベースネオトピア（新潟県）が挙げられよう。言い換えると、「企画立案から施設整備、管理運営に至るすべての業務を行う典型的な観光・レジャー関係、地域・都市開発関係の開発型三セクが経営危機的状況にある」といっても過言ではない。

一般に、市町村で設立される三セクは、事業規模が大きくないことに加え、「公設民営型の第三セクター」と呼ばれるように、施設整備の資金調達を当該自治体の起債（起債は指定金融機関の引き受けが多い）により公共事業として行い、施設の管理運営についてのみ管理会社（管理財団も含む）を設立し事業展開するケースが多い。

これらの事例では、起債の方法をとっているため、金融機関の不良債権問題がただちに発生することはないといえよう。ただし、施設管理会社の健全な設備更新や運転資金など

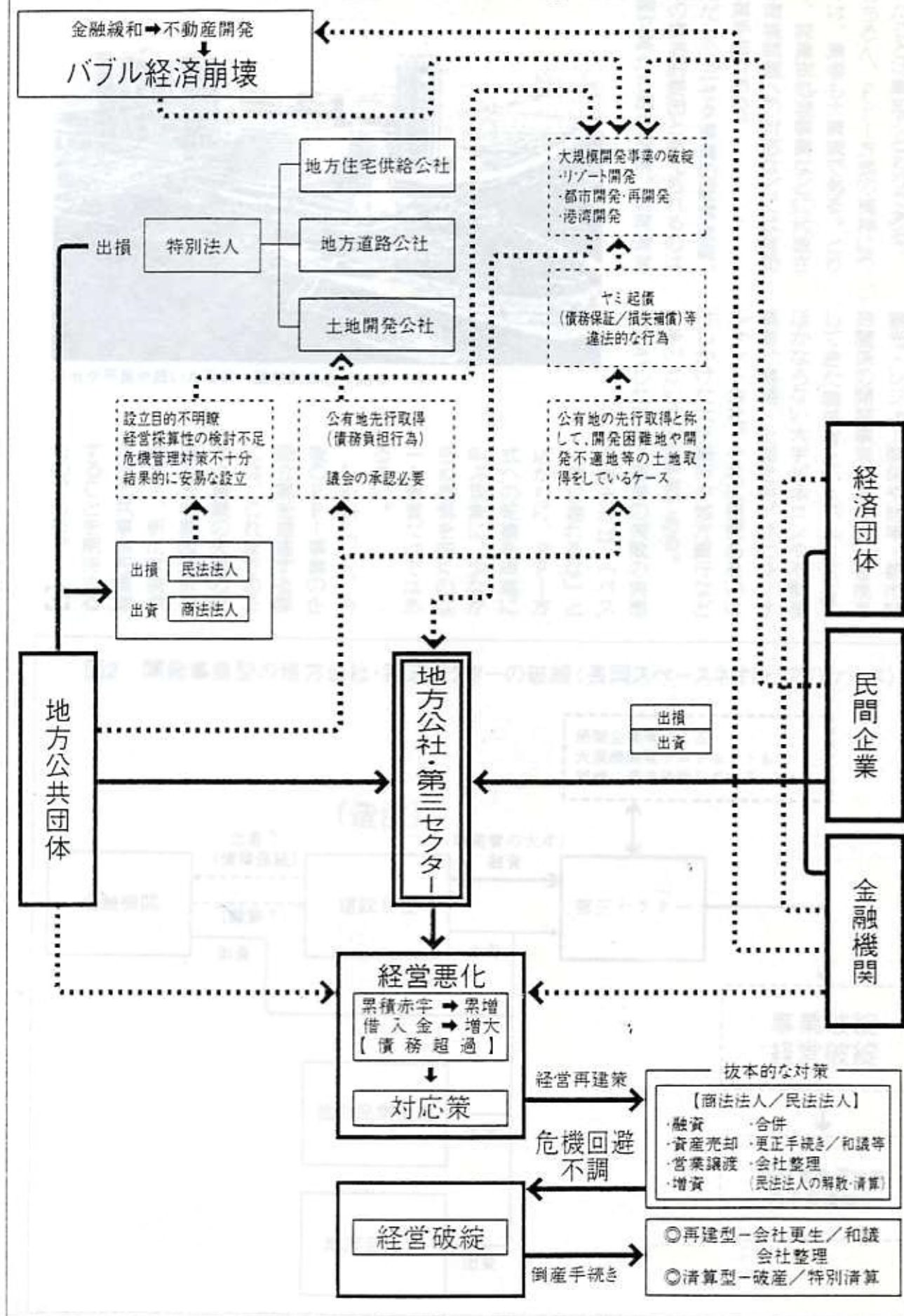
ではなく、放漫経営などで多額の赤字を発生させ、債務超過に陥るようなケースがあれば、融資が不良債権化する懸念はある。

したがって、三セクの経営破綻が金融機関の不良債権になる懸念は、例えば、建設会社が事業の企画立案、建設整備を行う（ただし、実際の事業企画案作成はシンクタンク、コンサルタントなどが行うケースが多い）、いわゆる「造注」と呼ばれる前述の長岡スベースネオトピアのようなケースが代表的なものであるといえ（図2へ98ページ参照）、一部の観光・レジャー関係や地域・都市開発関係の三セク事業を除けば、雪崩現象的に顕在化するという最悪の事態は生じないといえる。

期待される PFI方式だが……

このように、経営危機が顕在化している三セク事業の失敗や経営破綻問題を解決する方法として、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）方式による公共事業の推進が提唱され、「PFI推進法」

図1 金融と「地方公社・第三セクター」問題・課題関連図



と呼ばれる法律が昨年九月から施行されたことは周知のとおりである。

もちろん、PFI方式の精神については、筆者も大賛成である。とりわけ、廃棄物処理事業などに代表される環境問題への対応などには有効な事業手法である。

ただし、三セク事業の経営破綻、失敗の構造的要因と考えられるのは「企画立案から施設整備、管理運営



三セク不振が続いた東京・臨海副都心（98年11月）

に至るまでの全業務を行う典型的な観光・レジャー関係や地域・都市開発関係の開発事業型三セク」を推進してきた関係者といえ、それらは、ほかならない大手ゼネコンや不動産業者、開発・企画を手がけたコンサルタント会社、それに便乗あるいはけしかけた大手銀行や地方銀行などが多いというのも事実である。

こうした三セク事業の失敗の実態

を考えれば、「バスに乗り遅れるな」とばかりに、PFI方式への転換を声高に叫ぶ現象に、少なからぬ危惧を抱くのは一人筆者だけではあるまい。

したがって、今後のPFI事業の企画立案を推進する際には、これまでの三セク事業の失敗の反省とその要因分析を踏まえ、新たな視点から公共事業を推進することを期待するものである。



図2 開発事業型の地方公社・第三セクターの破綻（長岡スペースネオピアのケース）

